

9 サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当施設利用者相談・苦情窓口担当

生活相談員 児玉博司、小高良太

電話 03-3446-5501

(2) 区市町村の相談・苦情窓口

港区 高齢者支援課介護事業者支援担当

電話 03-3578-2821

(3) 東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口専用電話番号 03-6238-0177

10 当法人の概要

法人名 社会福祉法人恩賜財団慶福育児会

代表者 理事長 佐々木 典夫

所 在 東京都港区南麻布五丁目1番20号

定款の目的に定めた事業（抜粋）

1 第一種社会福祉事業

(1) 慶福育児会麻布乳児院の設置経営

(2) 特別養護老人ホーム慶福育児会麻布慶福苑の設置経営

2 第二種社会福祉事業

(1) 民間社会福祉事業に対する援助

(2) 老人短期入所事業（特別養護老人ホーム慶福育児会麻布慶福苑）の設置経営

令和 年 月 日

短期入所生活介護の利用にあたり、利用者に対して契約書・契約書別紙及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 東京都港区南麻布五丁目1番20号

代表者 社会福祉法人恩賜財団慶福育児会

理事長 佐々木 典夫

名 称 特別養護老人ホーム慶福育児会麻布慶福苑

説明者 _____ 印

私は、契約書・契約書別紙及び本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(代理人)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(介護予防) 短期入所生活介護重要事項説明書

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電 話 03-3446-5501

担 当 (生活相談員) 兒玉博司、小高良太

2 特別養護老人ホーム慶福育児会麻布慶福苑の概要

(1) 施設の名称・所在地等

施設名称 特別養護老人ホーム慶福育児会麻布慶福苑

所在地 東京都港区南麻布五丁目1番20号

介護保険事業所番号 介護老人福祉施設 1370300616

(2) 同施設の職員体制（短期入所生活介護を含む）

- | | |
|-----------|--------------|
| ① 施設長 | 1 名 |
| ② 副施設長 | 1 名 |
| ③ 生活相談員 | 2 名 |
| ④ 介護職員 | 35 名（非常勤を含む） |
| ⑤ 看護職員 | 5 名 |
| ⑥ 管理栄養士 | 1 名 |
| ⑦ 機能訓練指導員 | 1 名 |
| ⑧ 事務員 | 2 名 |
| ⑨ 介助員 | 1 名 |
| ⑩ 調理員 | 委 託 |

(3) 同施設の設備概要

- | | |
|------|------------------------|
| ・定 員 | 104名（うち短期入所生活介護4名） |
| ・居 室 | 4人部屋・2人部屋・個室 |
| ・浴 室 | 一般浴室（リフト浴）・特別浴室（機械浴） |
| ・その他 | 医務室・静養室・機能訓練室・食堂・デイルーム |

3 サービス内容

- ① 短期入所生活介護計画の作成
- ② 食事
- ③ 入浴
- ④ 介護
- ⑤ 生活相談
- ⑥ 機能訓練
- ⑦ 健康管理
- ⑧ 趣味活動
- ⑨ 送迎
- ⑩ その他

4 利用料金

(1) 基本料金 契約書別紙に明記しています。

(2) 実費費用

以下の利用料金は全額自己負担となります。

- ① テレビ貸出し料（電気代含む） 100円／日
- ② 美容カット 2,200円
- ③ 充電、その他電化製品使用料 100円／日

(3) キャンセル料

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日迄の日数を基に計算します。

また、次の場合は利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなり、短期入所生活介護の継続が困難な場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

(4) 支払い方法

毎回、短期入所生活介護の終了後、請求書をお渡ししますので、お支払い下さい。

お支払いいただきますと、領収証を発行します。お支払方法は現金で窓口払いまたは銀行振込となります。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

担当の介護支援専門員から、所定の申込用紙に必要事項を記入したものをファクシミリで直接当苑に送信していただきます。まずは介護支援専門員の方にご相談ください。ご利用希望日の2ヶ月前の1日からお申し込みいただけます。（土、日、祝日は除く、翌日の受付けになります。）

※申し込み多数の場合、港区に報告し港区所定の抽選方法によった選抜を行います。

(2) サービス利用契約の終了

①利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合
- ・利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合

③その他

・利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、7日以内に支払わない場合、利用者が当施設や当施設の従事者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、またはやむを得ない事情により施設を閉鎖若しくは縮小する場合は、14日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。なお、この場合は、契約終了後の予約は無効となります。

6 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

利用者の個性や価値観を尊重し、利用者一人ひとりのニーズと状況を十分把握し、質の高いサービスを提供するよう努めます。また、家庭的な温かい雰囲気の中で、利用者の生活に潤いと豊かさをもたらすよう、生きがい活動等を積極的に行います。

利用者が住み慣れた地域や家庭において、できる限り自立した生活を維持できるよう支援するとともに家族の介護負担の軽減に努めます。

(2) 施設利用にあたっての留意事項

①面会 利用者または外来者が施設長に届けてください。

②外出 外出、用件、帰着日時を施設長に届けてください。

③施設内での禁止行為

- ・けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- ・政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。
- ・指定した場所以外で火気を用いること
- ・当施設の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること
- ・故意または無断で、当施設若しくは備品に損害を与え、または、当施設外に持ち出すこと

7 非常災害対策

- ・防災設備 消防法令に基づき、消火設備、非常放送設備等、災害、非常時に備えて必要な設備を設置しています。
- ・防災訓練 月1回の消火、通報、避難訓練
- ・防火管理者 田中 新一郎